

平成23年9月第34回互理町議会定例会会議録（第6号）

○ 平成23年9月22日第34回互理町議会定例会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番	小野 一雄	2 番	熊澤 勇
3 番	鞠子 幸則	4 番	相澤 久美子
5 番	渡邊 健一	6 番	高野 孝一
7 番	宍戸 秀正	8 番	安藤 美重子
9 番	鈴木 高行	10番	平間 竹夫
11番	佐藤 アヤ	12番	佐藤 實
13番	山本 久人	14番	熊田 芳子
15番	安田 重行	16番	永浜 紀次
17番	高野 進	18番	島田 金一
19番	安細 隆之	20番	岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
震災復興推進課長	高 橋 伸 幸	税務課長	日 下 初 夫
保健福祉課長	佐 藤 浄	町民生活課長	安 喰 和 子
産業観光課長	東 常 太 郎	わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄
都市建設課長	古 積 敏 男	上下水道課長	清 野 博 文
会計管理者 会計課長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学務課長	遠 藤 敏 夫	生涯学習課長	佐々木 利 久
農業委員会 事務局長	酒 井 庄 市	代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	桜 井 直 規		

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 認定第 1 号 平成 22 年度互理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 平成 22 年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 平成 22 年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 平成 22 年度互理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 平成 22 年度互理町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 平成 22 年度互理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 平成 22 年度互理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 平成 22 年度互理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 9 号 平成 22 年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 10 号 平成 22 年度互理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 11 号 平成 22 年度互理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 12 号 平成 22 年度互理町水道事業会計決算認定について  
(以上 12 件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 14 議発第 5 号 互理町議会基本条例
- 日程第 15 議発第 6 号 互理町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査申し出について

午前9時58分 開議

議長（岩佐信一君） 会議は広報取材のため、町執行部から傍聴席での写真撮影の申し出を許可しておりますので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、2番 熊澤 勇議員、3番 鞠子幸則議員を指名いたします。

#### 議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

一つ、決算審査特別委員会委員長から審査報告書を受理しております。

一つ、議員提出議案についてであります。条例案2件を受理しております。

一つ、各常任委員会、議会運営委員会並びに議会広報調査特別委員会からの閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 認定第1号 平成22年度互理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第13 認定第12号 平成22年度互理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上12件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第2、認定第1号 平成22年度互理町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、認定第12号 平成22年度互理町水道事業会計決算認定に

ついでまでの以上12件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（岩佐信一君） 本件に関し、決算審査特別委員長からの報告を求めます。

委員長登壇。（「議長、この席でよろしいですか」の声あり）委員長、自席からお願いします。自分の席からお願いします。（「自分の席、わかりました」の声あり）

決算審査特別委員会委員長（熊田芳子君） それでは、委員会審査報告書を発表いたします。

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

付託事件。認定第1号 平成22年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について、  
認定第2号 平成22年度亘理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、  
認定第3号 平成22年度亘理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、  
認定第4号 平成22年度亘理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、  
認定第5号 平成22年度亘理町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、  
認定第6号 平成22年度亘理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定  
第7号 平成22年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8  
号 平成22年度亘理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、認定第  
9号 平成22年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10  
号 平成22年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第  
11号 平成22年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、  
認定第12号 平成22年度亘理町水道事業会計決算認定について。

審査の結果。第34回亘理町議会定例会の7日目に当委員会に付託されました、平成22年度亘理町一般会計歳入歳出決算外11件の認定案を審査するため、9月15日から9月21日までの4日間、委員会を開催いたしました。

審査に当たっては、教育長並びに担当課長などに説明員として出席を求めました。

（1）方針。当局から提出された「主要な施策の成果と予算執行の実績報告」及び監査委員から提出された「亘理町一般会計・特別会計並びに基金運用状況に関する決算審査意見書」を参照し、行政効果・財源の確保・予算執行の状況などについて

て、議会の議決どおり執行されたかを審査いたしました。

(2) 経過。9月15日木曜日、認定第1号 平成22年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。議会事務局、税務課、会計課、監査委員、総務課、企画財政課、町民生活課、保険福祉課所管（歳入、第1款町税から第19款諸収入、歳出、第1款議会費から第13款予備費）審査。

9月16日金曜日、認定第1号 平成22年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。農業委員会事務局、産業観光課、都市建設課、上下水道課、学務課、生涯学習課所管（歳入、第12款使用料及び手数料から第19款諸収入、歳出、第2款総務費から第11款災害復旧費）、第3款第3項1目災害救助費審査。認定第3号 平成22年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定審査。

9月20日火曜日、認定第2号 平成22年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第4号 平成22年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第5号 平成22年度亶理町老人保健特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第6号 平成22年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第7号 平成22年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第8号 平成22年度亶理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第9号 平成22年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第10号 平成22年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第11号 平成22年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第12号 平成22年度亶理町水道事業会計決算認定審査。

9月21日水曜日、現地調査。

(3) 審査の結果。各種会計とも款・項に従い慎重に審査を行った結果、各種会計いずれも原案のとおり認定すべきであると決しました。

以上です。報告終わります。

議長（岩佐信一君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。認定第1号から認定第12号までの以上12件は、議長及び議会選出監査委員を除く18人の委員をもって4日間審査したのであります。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成22年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号 平成22年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第1号について、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第1号 平成22年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成22年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号 平成22年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。採決は、起立により行います。

認定第2号について、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、認定第2号 平成22年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成22年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第3号 平成22年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第3号について、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第3号 平成22年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成22年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第4号 平成22年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第4号について、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第4号 平成22年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成22年度亙理町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第5号 平成22年度亙理町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第5号について、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第5号 平成22年度亙理町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。



次に、認定第6号 平成22年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第6号 平成22年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第6号について、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第6号 平成22年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成22年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第7号 平成22年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第7号について、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第7号 平成22年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成22年度亙理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第8号 平成22年度亙理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第8号について、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第8号 平成22年度亙理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成22年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第9号 平成22年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第9号について、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第9号 平成22年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成22年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第10号 平成22年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。採決は、起立により行います。

認定第10号については、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第10号 平成22年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成22年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第11号 平成22年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第11号について、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第11号 平成22年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第12号 平成22年度亙理町水道事業会計決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、認定第12号 平成22年度亙理町水道事業会計決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第12号について、委員長の報告は「認定すべき」であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第12号 平成22年度亙理町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

#### 日程第14 議発第 5号 亙理町議会基本条例

議長（岩佐信一君） 日程第14、議発第 5号 亙理町議会基本条例の件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。安細隆之議員。

19番（安細隆之君） それでは、ただいまより、提案をいたしました議発第5号 亶理町議会基本条例につきまして、提出理由のご説明を申し上げます。

平成19年5月に議会活性化調査特別委員会を設置し、さまざまな議会改革について協議をしてまいりました。特に議会基本条例について延べ20回に及ぶ協議を重ね、さらに住民説明会を4地区で開催し、広く意見を求め、条例案の最終決定をいたしたところです。

では、案文を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

議発第5号。

提出者安細隆之、賛同者安藤美重子、小野一雄、渡邊健一、高野孝一、宍戸秀正、鈴木高行、佐藤 實、山本久人。

亶理町議会基本条例。

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び亶理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提案理由。地方自治法の本旨に基づく町民の信託に的確にこたえ、もって町民福祉の向上及び町勢の進展に寄与することを目的に、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定め、地方分権の時代に備える必要があることから、亶理町議会基本条例を制定するものとする。

亶理町議会基本条例。

目次。前文。第1章 目的（第1条）、第2章 議会及び議員の活動原則（第2条から第4条まで）、第3章 町民と議会との連携（第5条）、第4章 町長等と議会及び議員との関係（第6条から第8条まで）、第5章 議会運営（第9条から第16条まで）、第6章 議会事務局の体制整備（第17条から第18条）、第7章 条例の位置づけと見直し手続（第19条から第20条）、附則とあります。

前文。地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制の一翼を担うため、日本国憲法に定める地方自治の本旨を目指すことが求められている。

亶理町民（以下「町民」という）に選ばれた議員によって構成している亶理町議会（以下「議会」という）は、その持てる権能を十分に駆使し、議会及び議員の果たすべき役割を確認し、町民との活発な意見交換を図りながら、議会活動を活性化させ、町民福祉の向上のため真摯にその任務を遂行することを確認した。

議会は、みずからの創意と工夫によって、互理町のまちづくりを進めていく必要がある。議会に公平性、透明性を確保することにより、町民に開かれた議会を目指し、あるべき姿をここに定めるものである。

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 この条例は地方分権と地方自治の時代にふさわしい議会のあり方、議員及び議会の使命及び役割を明らかにするとともに、町民と議会の関係、町長その他の執行機関（以下「町長等」という）と議会の関係、その他の議会の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによって、町民の負託に的確にこたえ、緑と光輝く田園都市互理町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議員と町長等との自由な討論の場であるとの認識に立ち、町民の多様な意見を把握し、町民の意見を反映した政策提言及び政策立案を行う。

(2) 町民の代表機関であることを自覚して、公平性及び透明性等を確保し、情報公開等を含め町民からの信頼を重んじ、開かれた議会を目指す。

(3) 町の施策に対する議決機関として、町政運営の状況を監視及び評価し、適切な判断と責任ある活動を行う。

### (議長の責務)

第3条 議長は、議会を代表して、中立かつ公平な職務遂行に努め、民主的な議会運営を行う。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を尊重する。

(2) 町政の課題全般について、町民の意見、要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高める研修等を通じ、町民の代表としてふさわしい活動をする。

(3) 議会の構成員として、個別的事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の

向上を目指して活動する。

(4) 町政全般の課題解決や町民の意見、要望等の実現・解決のための政策提言活動を行うよう努める。

### 第3章 町民と議会との連携

#### (町民との連携)

第5条 議会は、町民に対して積極的に情報を発信し、情報の共有を図るとともに、説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。

2 議会の会議は、公開を原則とする。

3 議会は、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会懇談会を年1回以上行う。

4 議会は、休日議会を年1回開催する。

### 第4章 町長等と議会及び議員との関係

#### (町長等と議会及び議員の関係)

第6条 議会は、町長との立場や権能の違いを踏まえ、事務執行の監視及び評価を行い、町勢の発展に努めなければならない。

2 本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができるものとする。

#### (政策等の説明)

第7条 議会は、町長等が提案する計画や政策について、議会審議を通じて政策水準を高めるために町長等に対して次の事項の説明を求めることができる。

(1) 必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 総合発展計画における根拠及び位置づけ（整合性）

(4) 関係する法令及び条例

(5) 財源措置

(6) 将来負担すべき経費の計算

2 議会が計画や政策等を審議する際には、立案及び執行に当たっての論点や争点を明確化するとともに、執行後の政策評価にあっては、役立つような審議に努めな

なければならない。

3 議会は、予算、決算の審議に当たり、町長等に対しわかりやすい施策別または事業別の説明を求めることができる。

(議決事項の拡大)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）第96条第2項の議会の議決事件については、議会が重要な計画等の決定に参画する観点と、町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては、議会の議決責任の役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、次のとおり定める。

- (1) 総合発展計画基本構想及び基本計画
- (2) 公共ゾーン施設整備計画
- (3) 協働のまちづくり計画

2 議会は、町長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更をするために、広く町民などから意見等を募集するときは、事前に町長等にその理由及び概要の説明を求めることができるものとする。

## 第5章 議会運営

(議員間討議)

第9条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由討議を重んじた議会運営を行うよう努めなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員・委員会及び町長提案に関して審議し、結論を出す場合は議員間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議員は、議員間の議論により、議員みずからの積極的な政策提言、条例案の提案に努めなければならない。

(委員会の活動)

第10条 委員会は、専門性を生かし町政課題について継続的に調査を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、付託事件の審査及び調査を行うに当たっては、資料等を積極的に公開しながら、町民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 委員会は、請願等の審査に当たっては、紹介議員等から説明を受けるなど、請願等の趣旨がより理解できる方法を取り入れるよう努めなければならない。

4 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告をみずから作成するととも

に、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならない。

(所管事務調査)

第11条 常任委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに、積極的に政策立案、提言を行うよう努めなければならない。

2 常任委員会は、法第109条各項の規定に基づき、議会独自の調査活動を行うことができるものとする。

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員みずからの政策形成、立案能力の向上のため、積極的な議員研修の充実強化に努めなければならない。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、議会の視点から、多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう町政に関する情報の広報に努めるものとする。

2 議会は、議案等に対する議員の賛否を議会だより及びホームページで公表し、議員の活動を的確に評価できる情報を提供する。

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、町民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めなければならない。

(議員定数)

第15条 議員定数を改正する際には、町政の現状と課題及び議会が果たす役割を考慮しなければならない。

2 議員定数の条例改正案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員定数の基準の明確な改正理由を付して、法第109条第7項または法第112条第1項の規定に基づき、委員会または議員から提出するものとする。

(長期欠席議員の報酬の取り扱い)

第16条 議員が長期にわたり議会活動ができない場合、段階的報酬の減額及び期末手当の減額を行うものとする。

第6章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)



第17条 議長は、議員の政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化に努めなければならない。

(議会図書室)

第18条 議会は、法第100条第18項の規定により議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

2 議長は、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

## 第7章 条例の位置づけと見直し手続

(条例の位置づけ)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例を制定し、または改廃しようとするときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図るものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第20条 議会は、必要に応じこの条例の目的が達成されているかどうか議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に町民の意見や社会情勢の変化等を勘案し、必要があるときは適切な処置を講じるものとする。

附則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上、提案いたしました。条例案につきましてはご説明を申し上げましたが、何とぞ議員各位におかれましてこの提案趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。よろしく願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議発第5号 互理町議会基本条例の件を採決いたします。本案は原案

のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号 亶理町議会基本条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議発第6号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第15、議発第6号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） お手元に配付しております提出案件を朗読して説明とさせていただきます。

議発第6号。

提出者亶理町議会議員佐藤 實、賛成者同じく宍戸秀正、安藤美重子、山本久人、熊田芳子、安田重行、高野 進、島田金一。

亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び亶理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提案理由。平成23年1月第30回亶理町議会臨時会において可決された「亶理町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」に基づき、常任委員会並びに議会運営委員会の委員定数について改正を行うもの、並びに新たに設置された「震災復興推進課」を総務常任委員会所管事項とする改正であります。

亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例の案件を読みますけれども、亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表をもって説明いたしますので、もう一つ次のページをお開き願います。

現行「第4条の2 議会運営委員会を置く」の中に、2項に「議会運営委員会をの委員の定数は、8人とする」となっておりますが、改正案は「議会運営委員会の委員の定数は、7人とする」と。

続いて、第5条第27条の所管事項の中で、総務常任委員会のこの傍線の上に、改正案として「震災復興推進課」が入ります。

続いて、産業建設常任委員会定数が「7名」となってますのを、常任委員会が「6名」となります。

続いて、教育福祉常任委員会の「7名」を改正が「6名」と。以上。

附則です。附則は、この条例は、亶理町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（平成23年亶理町条例第1号）の施行後初めて招集される亶理町議会議員の招集の日から施行する。

以上、慎重審議の上ご可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議発第6号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（岩佐信一君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会の委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

なお、任期満了前の最後の定例議会に当たりますので、ごあいさつを申し上げます。

[議長 起立]

議長（岩佐信一君） 任期満了前の定例議会に当たりますので、ごあいさつを申し上げたいと思います。

東日本大震災被災地の地方選挙期日等の特例法により選挙期日が延期されることになりましたが、11月12日をもって我々の任期が満了することになりました。

この間4年6カ月、議会運営に当たりましては、議員各位のご協力をいただきながら議長の職務を務めさせていただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

精力的にしかも慎重に議案審議に当たられました議員各位のご苦勞に対し、深く敬意を表し感謝を申し上げる次第であります。

我々は、町民の代表として、議決機関である議会の機能を発揮しながら町政に参画し、町政を推進してまいったところでございますが、当局のご努力と相まって、町民の福祉向上において、また町勢の発展において順調に着実に推進を見ておりました。

しかし、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、観測史上最大の大地震と大津波により、かけがえのないという生命と財産など、極めて大きな被害をもたらしました。このだれもが想像したことのない大震災におきましては、齋藤町長初め職員の皆様には、不眠不休についての救護、救援、復旧活動にご尽力いただきましたことに対し敬意を表するとともに、衷心より感謝を申し上げます。大変ご苦勞さまでございました。

我々といたしましても、復興に向けての道のりは決して平たんではありませんが、一日でも早く以前の状態に回復させ、再生から新たな発展へと、後世に誇れる復興に、町民ともども力合わせながら全力で取り組んでまいりたいと思います。

来る地方選挙に当たりましては、再出馬をなされる議員各位の当選を願い、あわせて我が亘理町のますますの発展、隆盛を祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますけれども、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

次に、町長よりあいさつの申し出がありますので、この際許可をいたします。町長。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、一言ごあいさつをさせていただきます。

第34回互理町議会定例会の最終日に当たりまして、議員の皆様方には大変ご苦労さまで、まずもって御礼を申し上げます。御礼を兼ねたごあいさつを申し上げたいと思います。

去る9月7日に開会いたしました本定例会におきまして、本日まで議員の皆様におかれましては、本会議及び各委員会を通して慎重ご審議を賜り、連日にわたるご労苦に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

おかげさまをもちまして、本日をもって、平成22年度決算、そして各種会計の補正予算を初めとする議案12件及び報告2件、並びに認定12件を、精力かつ慎重にご審議賜りまして、それぞれ原案どおり可決、認定をいただきましたこと、改めて心から敬意と感謝を申し上げます。

特に、今回の補正予算につきましては、3月11日に発生いたしました東日本大震災に関係する災害復旧費において、総額で約25億4,500万円の増額補正を行いました。特に、災害瓦れき等の撤去業務委託料や、被災された各種農業用施設等の復旧に対する費用など計上いたしました。復旧・復興に向け職員一丸となり誠心・誠意取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

なお、本会議あるいは委員会等で賜りましたご意見、ご要望につきましては、今後の予算執行、また施策を通じ、でき得る限り議員の皆様方のご要望に沿うべく努力させていただきたいと考えておるところでございます。

さて、任期中数多くの功績を残されました議員各位におかれましては、任期も間近に迫ってまいりました。今過去過ぎ去りました4年半の町政の跡を振り返ってみますと、まずもって平成18年度からスタートいたしました第4次互理町総合発展計画に基づき、ハード重視からソフト重視への転換、そして行政主導から住民主導、あるいは町民と行政の協働によるまちづくりの推進等を重点項目に掲げ、豊かな自然に抱かれた我が互理町が夢の持てる特色ある町として発展を続ける願いを込めて、各種の町政運営を行ってまいりました。

おかげさまをもちまして、町民と議会、行政がそれぞれの役割をもってともに協

力する協働でのまちづくり推進のための根幹となる各地区のまちづくり協議会は、平成22年度には吉田西部並びに吉田東部、そして、荒浜地区が設立され、本年度に入りまして、ご案内のとおり7月1日には逢隈地区、そして8月19日には亘理地区におきまして、まちづくり協議会が設立の運びとなったものであります。今後は、町民の皆様の思いを町政に反映でき、地域の実情に沿った地域にふさわしいまちづくりを進めていくことができるものと思っております。

次に、3月11日発生いたしました東日本大震災の関係について申し上げますけれども、今回の大震災で亡くなられた方々を慰霊するため、8月11日午前10時から亘理中学校の体育館において追悼式を開催いたしましたところ、議員各位のご協力をいただき、遺族の方々、並びに多くの町民の皆様に参列をいただき、震災からの一つの区切りとすることができましたこと、心より御礼を申し上げます。

まず、現在における被害状況でございますけれども、町内で発見された遺体数は257人、そして町民の死亡者数が297人、さらに、行方不明の方々が5名となっておりますのでございます。また、住宅被害の関係については、罹災証明発行件数で申し上げますと、地震被害及び津波被害によるものを合わせまして、全壊が2,465棟、大規模半壊が258棟、半壊が778棟、一部損壊が2,032棟、合わせまして5,534棟となっております。これらの被害に遭った家屋等の撤去については、津波被害関係分は4月18日から撤去を開始いたしまして、ほとんどの申請分は完了しておりますが、9月21日現在において1,351件の撤去が完了しております。所有者の方々の実情により8軒ほどまだ残っている状況でございます。また、津波被害以外の家屋等についても撤去を開始したところでございますが、8月1日から申請を開始し、現在のところ約100件の申請があります。この撤去に向けて現在努力をいたしておるところでございます。

次に、仮設住宅については、議員の皆様もご案内のとおり、7月上旬にすべての仮設住宅1,126戸が完成し、現在1,018世帯、3,143人の被災した町民の方々及び隣接の市町の被災された方が入居することができました。今後は、仮設住宅でのコミュニティーづくりやお互いに助け合いながら生活を行っていただくために、NPO法人等の協力のもと、自治組織が立ち上がるよう、町としても取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

このたびの東日本震災で、多くの町民の方々のとうとい生命と財産を一瞬にして

失いました。被災された方々が一日も早く被災前の生活に戻れるように最優先的にすべきものについて、関係機関と連携しながら復旧・復興に全力で現在進めておるところでございますが、この災害を決して忘れることなく、とうとい教訓として心に刻み、後世に正しく伝えることはもちろんのこと、災害に強いまちづくりの構築、そして元気・活気のある産業拠点のまちづくりを推進し、町民の皆様が将来にわたって夢と希望の持てる「新生亘理」として、復興・発展させていくことを、この場をおかりしましてお誓いを申し上げるものでございます。

最後になりますが、引き続き亘理町議会議員に立候補される皆様におかれましては、町に対し数々のご指導、ご協力を賜りましたこと厚く感謝を申し上げますとともに、ご健闘いただきめでたくご当選され、再びこの場でお目にかかれますよう心からお待ちしております。また、後進に道を譲るためご勇退される方々におかれましては、町に対し数々のご指導、ご協力を賜りましたこと厚く感謝を申し上げますとともに、今後とも在任中と変わらぬ町政に対しご支援を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様方にはくれぐれも健康に留意され、今後とも末永くご活躍されますよう心からお祈りを申し上げます。御礼を兼ねたごあいさついたします。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 町長のあいさつが終わりました。

これをもって、平成23年9月第34回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時01分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐信一

署名議員 熊澤 勇

署名議員 鞠子 幸則